

	目的	アセスメントを行うタイミング	手法
ハローワーク	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者とその能力に適合する職業に就くことができるよう、必要な措置を講ずる 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として、求職受理の直後の時点であっせん計画（障害者就労支援計画）を策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ハローワーク職員又は相談員が実施 ・ 面接、障害者職業相談補助シート、関係機関からの情報の入手等
地域障害者職業センター	<p>【①職業評価によるアセスメント】 対象者の職業的自立に向け、職業能力・適性に関する現状と今後の知見と見通しを得、職業リハビリテーション計画をたてる</p> <p>【②支援の実施を通じたアセスメント】 支援計画及び支援自体の検証、修正を行う</p>	<p>【①について】 主として地域センターの利用開始時点において実施（計画の策定時）</p> <p>【②について】 各支援の実施を通じて、常時アセスメントを実施（計画及び支援の検証・修正）</p>	<p>【①について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者職業カウンセラーが実施 ・ 面接、心理的検査、ワークサンプル法、模擬的就労場面、職務試行法及びそれらを通じての行動観察等 <p>【②について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者職業カウンセラー及びジョブコーチ等が実施 ・ 支援を通じての面接、行動観察
障害者就業・生活支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援対象障害者に対して支援を実施する際、障害の状況や経緯、課題等を把握する。 ・ センター内で具体的な支援が必要であると考えられる場合には、個別支援計画を策定。 ・ 問題解決のために他の関係機関の支援が必要な場合は、関係機関との連絡調整を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ナカポツセンターの利用開始時 ・ 支援開始後の状況の変化を踏まえ、適宜見直しを実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主任就業支援担当者、又は就業支援担当者が実施 ・ 面接、基礎訓練（職場体験を含む）、職場実習のあっせん ・ 一部のセンターで、ワークサンプル法等も実施

各機関において実施しているアセスメントについて

	目的	アセスメントを行うタイミング	手法	
障害福祉サービス等	1 サービス等利用計画の策定にかかるアセスメント			
	特定 相談支援 事業所	当該障害者等と利用契約を締結した特定相談支援事業所は、利用者本人・家族の立場に立ち、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、利用者・家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される障害福祉サービス等の内容等記載した「 サービス等利用計画 」を策定。	<ul style="list-style-type: none"> サービス等利用計画の作成に先立ち、適切な方法により行ったアセスメント等に基づき、計画を策定（サービス等利用計画案の作成前にアセスメントを実施）。 障害福祉サービス利用中は、計画やその実施状況が適切であるかどうか等につき、定期的にモニタリングを行い、必要な見直し等を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 相談支援専門員が実施。 居宅等を訪問しての利用者・家族との面接、就労アセスメントの実施結果、特別支援学校等の関係機関等からの情報収集等により実施。
	就労移行支援 就労継続支援 (A型) の利用希望がある場合	当該サービスの利用が適切か否かの客観的な判断を行うため、就労移行支援・就労継続支援A型における <u>暫定支給決定（アセスメントを目的とした短期間のサービス利用）</u> により実際に当該サービスを暫定的に利用する中でアセスメントを実施。	<ul style="list-style-type: none"> 当該サービスの利用を希望する場合に、それに先立ち実施。 2ヶ月以内の範囲で当該サービスの暫定的利用期間を設定。 	就労移行支援事業所・就労継続支援A型事業所が各サービスを提供する中で、面接、模擬的就労場面、各種検査の他、各事業所の生産活動の機会等を活用して情報収集を行う。
	就労継続支援 (B型) の利用希望がある場合	就労面に関するニーズや課題を把握し、サービス等利用計画策定の参考とするため、就労移行支援事業等（※1）において「 <u>就労アセスメント</u> 」を実施（※2）。 （※1）就労移行支援事業所のほか、障害者就業・生活支援センター、自治体設置の就労支援センター及び障害者職業能力開発助成金による能力開発訓練事業を行う機関での実施。 （※2）就労経験がない者（特別支援学校の卒業生等）等は就労アセスメントの実施が必須。	<ul style="list-style-type: none"> 当該サービスの利用を希望する場合にそれに先立ち実施。 2ヶ月以内の範囲で就労移行支援事業等の利用期間等を設定。 	就労移行支援事業所等が「就労アセスメント」として、面接、模擬的就労場面、各種検査等を活用して情報収集を行う。
2 個別支援計画の策定にかかるアセスメント				
就労系障害福祉サービス 就労移行支援 就労継続支援A・B型 就労定着支援	サービス等利用計画を踏まえて、各サービスにおける支援目標、支援内容を定めた「 個別支援計画 」を策定するため、各事業所においてアセスメントを実施。	<ul style="list-style-type: none"> サービス利用開始時点で実施。 サービス利用中も個別支援計画が適切であるかどうか、定期的にモニタリングを行い、必要な見直しを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 事業所のサービス管理責任者が実施。 利用者等の面接、模擬的就労場面、各種検査等を活用して情報収集を行う。 	